

令和8年9月泉南市農業委員会定例会

令和8年9月4日 午後1時30分
あいびあ泉南 2階 会議室3

・出席委員

山下 博	立 道 智 恵	岩 本 和 男
総 谷 守	奥 野 正 章	東 和 宏
池 上 安 夫	向 井 彰 一	森 谷 豊
南 直 樹	上 野 寛 治	太 佐 博
伊 藤 喜 久		
(推進委員)		
松 本 一 美	柿 花 喜 美	宮 下 明
向 井 良 宗	與 野 清 治	居 倉 順 子

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和8年9月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日、局長は議会のため欠席でございます。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、居倉委員より遅刻の届出が出ておりますので、現在5名となっております。泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしくをお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。たいへんお忙しい中、また、久しぶりの雨で足元の悪い中、泉南市農業委員会9月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、先月21日に兎田地区に続きまして、信達岡中地区でも地域計画に関する座談会が開催されました。主な農家の方10名程に来ていただきまして、地域計画のこれまでの経緯や変更点、さらには今後の進め方について意見交換をいたしました。また、大阪府の方から様々な補助金について、農地や水路、農道等の基盤整備についてお話していただきました。圃場整備については地主の方々より前向きな意見をいただいております。兎田地区も同様ですが、今後も農地を守る為にもこのような方針でやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会 長 さて、本日は議案が1件、報告案件が3件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願いします。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、6番 奥野委員、8番 池上委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和8年議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和8年議案第12号3件について朗読する。それでは、令和8年議案第12号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1とNo. 2については、〇〇委員よろしくお願いします。

〇 〇 委 員 報告させていただきます。No. 1の①番は現在果樹(みかんか柿)を植えています。No. 1の②番とNo. 2の①番につきましては、譲受人の義理の父が以前は野菜を作っておりました。野菜を作れなくなってからは果樹を植えております。

事 務 局 ありがとうございます。No. 3については、〇〇委員よろしくお願いします。

〇 〇 委 員 報告いたします。当該地は先月に非農地依頼で審議にあがった農地ですが。長年遊休農地として放置されており現在は草丈が1mを超えております。譲渡人は高齢で病気がちのため草刈りが不可能な状態です。譲受人により耕作され、遊休農地が解消される事は良い事だと思います。

事務局

ありがとうございます。報告第12号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

N o. 1とN o. 2の譲受人は、9年前に泉南農業塾第2期生として入塾し、野菜作りのノウハウを身に付け修了されました。その後、自宅横の所有地の畑で自家野菜や果樹を栽培しており、野菜作りが楽しく、もう少し農地を増やしたいと思っていたところ、親戚であるN o. 2の譲渡人から自分が管理している土地を畑として使ってもらえないかと相談がありました。自宅から徒歩でも行ける距離なので譲ってもらいたい気持ちはやまやまででしたが、なにぶん進入路が無いので悩んでおりました。いっその事、N o. 1の申請地からN o. 2の申請地までの土地をすべて購入すれば何とか進入路も確保されるので、農地の一体化ができればと考えました。ダメもとで、N o. 2の譲渡人に交渉したところ、快く承諾を得る事ができ、今回の申請に至りました。

購入する土地の登記は、農地3筆、雑種地2筆、計5筆であり、登記地目が田である土地のみが今回の申請の対象です。

一体化する4筆については、現在宅地課税されているため、3条の承認を得て、法務局で所有権移転登記の完了後すぐにでも、野菜や果樹を植え、固定資産税の基準日となる、遅くとも再来年の1月1日には税務課の固定資産税の担当の職員に農地として認定していただき、農地課税されるように農業に励みたいと意欲的でした。

自宅からは手押しのトラクターが入れる状態です。また、隣地の敷地を通らせてもらうことも交渉済みです。

N o. 3につきましては、委員の報告にもありましたが、先月の審議で非農地として認められなかったため、農地として購入する事となりました。

会長

真ん中の雑種地に関しても耕作できる状態ですか？まだ若い方ですか？

事務局

農地も雑種地もすべて同じような状態で、耕作は可能です。もともと果樹も少し植えているようです。年齢は58歳で、やる気のある方です。

〇〇委員

隣地が宅地開発されていますので、耕作物の種類や時間帯によっては機械の音がうるさいと苦情がくる可能性はありますね。

会長

地区委員さん、時々見回りをしてどんな状態か確認してください。

会 長 No. 3につきましては、雑草が1mを超えていますが、今後も耕作できないのであれば仕方ないですね。

〇〇委員 譲受人は他の農地でもみかんを植えているので、果樹を植える予定ではないでしょうか。

会 長 他に質問はございませんか。よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第12号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第12号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和8年報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について」を議題といたします。
事務局より報告事項の説明を求めます

事 務 局 令和8年報告第17号1件について朗読する。報告第17号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。5年前に届出者の父が死亡されてからは、長年遊休農地でした。周辺農地が住宅地になるとの情報を得たため、迷惑をかけられないとの事で綺麗に除草して駐車場や資材置場として有効利用するとの事です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 農地法第4条の届出ですので市街化区域の自己転用の案件です。市街化区域の転用についてはやむなしですが、調整区域での資材置場や駐車

会 長 場への転用は、大阪府の常設審議会では資材置場としてどんな会社は何をどれだけ置くのか、また駐車場としてどんな車を何台どのように置くのか利用計画図の添付や土地を整備するのに費用はいくらかかるのか、その資金計画について求められます。

会 長 よろしいですか。
特に質問がないようですので、以上で報告第１７号を終了します。

会 長 続きまして令和８年報告第１８号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の延長について」を議題といたします。事務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和８年報告第１８号１件について朗読する。令和８年議案第１８号につきまして、〇〇委員と現地確認を行っておりますので、事務局より作付け状況について報告させていただきます。①番は水稻、②番はさつまいも等の野菜を栽培していましたので問題ありません。

借り手は、〇〇の〇〇病院の向いにある救護施設であり、平成２６年から利用権を設定しており、今回、４回目の設定期間の延長となります。これまでの１２年間には、入所者の作業訓練や施設の給食用の材料に使用する水稻や自家野菜のほか、いちごを栽培し、市内の幼稚園にいちご積み体験をさせたりして教育活動も行っているとの事です。

補足ですが、農用地利用集積計画とは産業振興課農林水産係が窓口となり、貸借の設定を行っていたものです。設定期間が３年、５年などいつでも解除が可能な貸借の制度です。現在は延長のみ認められております。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に質問がないようですので、以上で報告第１８号を終了します。

会 長 続きまして令和８年報告第１９号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を議題といたします。事務局より報告事項の

会 長 説明をお願いします。

事 務 局 令和８年報告第１９号４件について朗読する。報告第１９号について事務局から現地確認報告をさせていただきます。

Ｎｏ．１につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。ハウスでグラジオラス等の花を栽培していましたので問題ありません。

Ｎｏ．２につきましても、〇〇委員と現地確認を行いました。自宅の裏の畑で里芋等の自家野菜を植え付けしていましたので問題ありません。

Ｎｏ．３につきましても、〇〇委員と現地確認を行いました。植え付け前の草刈りをしていましたので問題ありません。

Ｎｏ．４につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。全筆、稲刈り前の状態を確認しましたので問題ありません。ちなみに品種は、全筆「いのちの壺」というブランド米という事です。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に質問がないようですので、以上で報告第１９号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうもご審議ありがとうございました。これをもちまして９月定例会を終了させていただきます。次回の定例会につきましては、１０月２日（金）場所は、あいびあ２階 会議室３です。どうも長時間ありがとうございました。

午後２時０３分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和8年9月泉南市農業委員会定例会議

令和 8年 10月 日

署名人 _____

署名人 _____